

17 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく表示義務事項一覧表

種類 (酒類の分類)	該当する酒類(品目)	表示義務事項				
		製造者の氏名又は名称、製造場の所在地(※1)	容器の容量	品目	アルコール分	発泡性を有する旨
発泡性酒類	ビール	○	○	○	○	○
	発泡酒	○	○	○	○	○
	その他の発泡性酒類(※2)	○	○	○	○	○
醸造酒類(その他の発泡性酒類を除く。)	清酒 (日本酒)	○	○	○	○	○
	果実酒	○	○	○	○	○
	その他の醸造酒 (※濁酒)	○	○	○	○	○
蒸留酒類(その他の発泡性酒類を除く。)	連續式蒸留酒 (ホワイトリカー①又はしょうちゅう甲類)	○	○	○	○	○
	単式蒸留酒 (ホワイトリカー②、しょうちゅう乙類、※本格しょうちゅう、※泡盛)	○	○	○	○	○
	ウイスキー (※水割りウイスキー)	○	○	○	○	○
	ブランデー (※水割りブランデー)	○	○	○	○	○
	原料用アルコール	○	○	○	○	○
	スピリッツ	○	○	○	○	○
混成酒類(その他の発泡性酒類を除く。)	合成清酒	○	○	○	○	○
	みみりん(本みりん)	○	○	○	○	○
	甘味果実酒 (※薬剤甘味果実酒、※薬用甘味果実酒)	○	○	○	○	○
	リキュール (※薬味酒、※薬用酒、※白酒)	○	○	○	○	○
	粉末酒	○	○(重量)	○	○	○
	雑酒	○	○	○	○	○

(※1) 酒類販売業者が保稅地域から引き取る酒類の容器又は包装には、酒類販売業者の住所及び氏名又は名称、引取先の所在地を記載。酒類販売業者が詰め替えて販売場から搬出する酒類の容器又は包装には、酒類販売業者の住所及び氏名又は名称、詰替場所の所在地を記載。

(※2) 「その他の発泡性酒類」は、ビール及び発泡酒以外の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するものをいう。例えば、清酒で、アルコール分10度未満で発泡性を有するものは、「清酒」となる。

他の発泡性酒類欄の表示義務事項が適用される。なお、この場合の品目は、「清酒」となる。

(※3) 品目のかっこ書きの名称は、品目の例外表示(酒類業組合施行規則第11条の5)として認められる。ただし※印がある名称については製造方法等の要件を満たす必要がある。

18 単式蒸留しょうちゅうの例外表示

1 単式蒸留しょうちゅうの例外表示の要件

例外表示	要件
ホワイトリカー②又はしょうちゅう乙類	単式蒸留しょうちゅうに属するすべてのもの
本格しょうちゅう	<p>次に掲げる原料等を使用したもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 穀類又はいも類、これらのこうじ及び水・ 穀類のこうじ及び水・ 清酒かす及び水若しくは清酒かす、米、米こうじ及び水・ 酒税法施行令第4条の2に規定する砂糖、米こうじ及び水・ 穀類又はいも類、これらのこうじ、水及び国税庁長官の指定する物品(その原料中国税庁長官の指定する物品の重量の合計が穀類又はいも類及びこれらのこうじの重量を超えないものに限る。)
泡盛	米こうじ(黒こうじ菌を用いたものに限る。)及び水を原料等として使用したもの

※ 「ホワイトリカー」の例外表示については、「②」の記号が明瞭に判別できる方法により行う。

2 「酒税法施行規則第三条の二に規定する国税庁長官が指定する物品を定める件」

(平成18年4月国税庁告示第10号)

国税庁長官の指定する物品
あしたば、あずき、あまちやづる、アロエ、ウーロン茶、梅の種、えのきたけ、おたねにんじん、かぼちゃ、牛乳、ぎんなん、くず粉、くまさざ、くり、グリーンピース、こならの実、ごま、こんぶ、サフラン、サボテン、しいたけ、しそ、大根、脱脂粉乳、たまねぎ、つのまた、つるつる、とちのきの実、トマト、なつめやしの実、にんじん、ねぎ、のり、ピーマン、ひしの実、ひまわりの種、ふきのとう、べにばな、ホエイパウダー、ほていあおい、またたび、抹茶、までばしいの実、ゆりね、よもぎ、落花生、緑茶、れんこん、わかめ

19 清酒の製法品質表示基準

「清酒の製法品質表示基準」（平成元年国税庁告示第8号）が制定された平成元年当時、清酒については、酒造技術の発達や消費の多様化に伴い、吟醸酒、純米酒、本醸造酒といった製法や品質の異なるさまざまなタイプの清酒が酒屋さんの店頭で見られるようになりましたが、それらの表示には法的なルールがなかったため、消費者の方からどのような品質のものであるかよく分らないという声が高まっていました。

そこで中央酒類審議会（現：国税審議会）の答申を受け、平成元年11月に「清酒の製法品質表示基準」が定められ、平成2年4月から適用されています。この表示基準では、①吟醸酒、純米酒、本醸造酒といった特定名称を表示する場合の基準を定めるとともに、すべての清酒について、②清酒の容器等に表示しなければならない事項の基準、③清酒の容器等に任意に表示できる事項の基準、④清酒の容器等に表示してはならない事項の基準が定められ、消費者の方の商品選択の大きなよりどころとなっています。

清酒の製法品質表示基準（概要）

1 特定名称の清酒の表示

特定名称の清酒とは、吟醸酒、純米酒、本醸造酒をいい、それぞれ所定の要件に該当するものにその名称を表示することができます。

なお、特定名称は、原料、製造方法等の違いによって8種類に分類されます。

特定名称	使用原料	精米歩合	こうじ米の使用割合	香味等の要件
吟醸酒	米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好
大吟醸酒	米、米こうじ、醸造アルコール	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が特に良好
純米酒	米、米こうじ	—	15%以上	香味、色沢が良好
純米吟醸酒	米、米こうじ	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好
純米大吟醸酒	米、米こうじ	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が特に良好
特別純米酒	米、米こうじ	60%以下又は特別な製造方法（要説明表示）	15%以上	香味、色沢が特に良好
本醸造酒	米、米こうじ、醸造アルコール	70%以下	15%以上	香味、色沢が良好
特別本醸造酒	米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下又は特別な製造方法（要説明表示）	15%以上	香味、色沢が特に良好

精米歩合とは

精米歩合とは、白米のその玄米に対する重量の割合をいいます。精米歩合60%というときには、玄米の表層部を40%削り取ることをいいます。

米の胚芽や表層部には、たんぱく質、脂肪、灰分、ビタミンなどが多く含まれ、これらの成分は、清酒の製造に必要な成分ですが、多過ぎると清酒の香りや味を悪くしますので、米を清酒の原料として使うときは、精米によってこれらの成分を少なくした白米を使います。ちなみに、一般家庭で食べている米は、精米歩合

92%程度の白米（玄米の表層部を8%程度削り取ります。）ですが、清酒の原料とする米は、精米歩合75%以下の白米が多く用いられています。特に、特定名称の清酒に使用する白米は、農産物検査法に基づく農産物規格規程によって、3等以上に格付けされた玄米又はこれに相当する玄米を精米したものに限られています。

こうじ米とは

こうじ米とは、米こうじ（白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米の澱粉を糖化させることができるものの製造に使用する白米をいいます。

なお、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいいます。）が、15%以上のものに限られています。

醸造アルコールとは

醸造アルコールとは、澱粉質物や含糖質物を原料として発酵させて蒸留したアルコールをいいます。

もろみにアルコールを適量添加すると、香りが高く、「スッキリした味」となります。さらに、アルコールの添加には、清酒の香味を劣化させる乳酸菌（火落菌）の増殖を防止するという効果もあります。

吟醸酒や本醸造酒に使用できる醸造アルコールの重量（アルコール分95度換算の重量によります。）は、白米の重量の10%以下に制限されています。

吟醸造りとは

吟醸造りとは、吟味して醸造することをいい、伝統的に、よりよく精米した白米を低温でゆっくり発酵させ、かすの割合を高くして、特有な芳香（吟香）を有するように醸造することをいいます。

吟醸酒は、吟醸造り専用の優良酵母、原料米の処理、発酵の管理からびん詰・出荷に至るまでの高度に完成された吟醸造り技術の開発普及により商品化が可能となったものです。

2 必要記載事項の表示

清酒には、次の事項を、原則として8ポイントの活字以上の大きさの日本文字で表示することになります。

(1) 原材料名

使用した原材料を使用量の多い順に記載します。

なお、特定名称を表示する清酒については、原材料名の表示の近接する場所に精米歩合を併せて表示します。

例えば、本醸造酒であれば次のように記載します。

原材料名	米、米こうじ、醸造アルコール
精米歩合	68%

(2) 製造時期

次のいずれかの方法で記載します。

製造年月	平成15年10月	製造年月	15. 10
製造年月	2003. 10	製造年月	03. 10

なお、保税地域から引き取る清酒で製造時期が不明なものについては、製造時期に代えて輸入年月を「輸入年月」の文字の後に表示してもよいことになっています。

また、容器の容量が300ml以下の場合には、「年月」の文字を省略してもよいことになっています。

(3) 保存又は飲用上の注意事項

生酒のように製成後一切加熱処理をしないで出荷する清酒には、保存若しくは飲用上の注意事項を記載します。

(参考)

生酒、生貯蔵酒以外の清酒は、通常、製成後、貯蔵する前と出荷する前の2回加熱処理をしています。

(4) 原産国名

輸入品の場合に記載します。

(5) 外国産清酒を使用したものの表示

国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、その外国産清酒の原産国名及び使用割合を記載します。

なお、使用割合については、10%の幅をもって記載してもよいことになっています。

以上のほか、次の事項も必ず表示するよう清酒製造者に表示義務が課されています。

- 製造者の氏名又は名称
- 製造場の所在地（記号で表示してもよいことになっています。）
- 容器の容量
- 清酒（「日本酒」と表示してもよいことになっています。）
- アルコール分

3 任意記載事項の表示

次に掲げる事項は、それぞれの要件に該当する場合に表示することができます。

(1) 原料米の品種名

表示しようとする原料米の使用割合が50%を超えている場合に、使用割合と併せて、例えば、山田錦100%と表示できます。

(2) 清酒の産地名

その清酒の全部がその産地で醸造されたものである場合に表示できます。したがって、産地が異なるものをブレンドした清酒には産地名を表示できません。

(3) 貯蔵年数

1年以上貯蔵した清酒に、1年未満の端数を切り捨てた年数を表示できます。

(4) 原酒

製成後、水を加えてアルコール分などを調整しない清酒に表示できます。

なお、仕込みごとに若干異なるアルコール分を調整するため、アルコール分1%未満の範囲内で加水調整することは、差し支えないことになっています。

(5) 生酒

製成後、一切加熱処理をしない清酒に表示できます。

(6) 生貯蔵酒

製成後、加熱処理をしないで貯蔵し、出荷の際に加熱処理した清酒に表示できます。

(7) 生一本

ひとつの製造場だけで醸造した純米酒に表示できます。

(8) 樽酒

木製の樽で貯蔵し、木香のついた清酒に表示できます。

なお、販売する時点で、木製の容器に収容されているかは問いません。

(9) 「極上」、「優良」、「高級」等品質が優れている印象を与える用語

自社に同一の種別又は銘柄の清酒が複数ある場合に、品質が優れているものに表示できます（使用原材料等から客観的に説明できる場合に限ります。）。

なお、これらの用語は、自社の清酒のランク付けとして使用できるもので、他社の清酒と比較するために使用することはできません。

(10) 受賞の記述

国、地方公共団体等公的機関から受賞した場合に、その清酒に表示できます。

上記以外の事項については、事実に基づき別途説明表示する場合に限り表示しても差し支えないことになっています。

4 表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはいけません。

(1) 清酒の製法、品質等が業界において「最高」、「第一」、「代表」等最上級を意味する用語

(2) 官公序御用達又はこれに類似する用語

(3) 特定名称酒以外の清酒について特定名称に類似する用語

※ ただし、特定名称に類似する用語の表示の近接する場所に、原則として8ポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えありません。

なお、この説明表示は、消費者の商品選択に資するために設けられたものですので、8ポイントの活字以上の大きさで表示してあればそれでよいということではなく、特定名称に類似する用語の表示とバランスのとれた大きさの文字とするなど、消費者の方が特定名称の清酒に該当しないと明確に分かる大きさの文字とする必要があります。

例えば、純米酒の製法品質の要件に該当しない清酒に、純米酒に類似する用語（例：「米だけの酒」）を表示する場合には、次のように純米酒に該当しないことが明確に分かる説明表示をしなければなりません。

米だけの酒

純米酒ではありません

20 未成年者の飲酒防止に関する表示基準

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年国税庁告示第9号）は、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、未成年者の飲酒防止のための対応が必要とされたため、中央酒類審議会の答申を受け、平成元年11月に定められ、平成2年4月から適用されました。

平成元年の制定時においては、酒類の自動販売機に対する表示について定められたものですが、平成6年10月の中央酒類審議会報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について（中間報告）」等において、個々の事業者の判断により自主的に行われてきた酒類容器への未成年者飲酒防止の注意表示を全酒類に拡大すべきとの提言があったことから、中央酒類審議会の答申を受け、平成9年2月に基準の一部が改正（平成9年国税庁告示第3号）されました（平成9年7月から適用）。

酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多様な業種・業態の者の参入が進み、酒類と他の商品を同じ販売場内で販売するケースが増えるなど、酒類へのアクセス機会が増加してきており、酒類小売業者に対する酒類の適正な販売管理に対する社会的な要請が高まっていることを踏まえ、未成年者飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、平成15年6月に基準の一部が改正（平成15年国税庁告示第4号）され、平成15年9月1日から適用されました。

酒類の陳列場所の表示については、未成年者の酒類へのアクセスを未然に防止するため、より説得力・実効性のある表示とする表示基準の改正（平成17年国税庁告示第22号）が行われ、平成17年10月1日から適用されました。

未成年者の飲酒防止に関する表示基準（概要）

1 酒類の容器等に対する表示

(1) 酒類の容器又は包装には、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示しなければなりません。

(2) (1)の表示は、容器等の見やすい所に、6ポイントの活字以上（容量360ml以下の場合5.5ポイント以上）の大きさの統一のとれた日本文字で、明瞭に表示しなければなりません。

なお、①専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの、②内容量が50ml以下のもの、③調味料として用いられること又は薬用であることが明らかな酒類の容器等については、当該表示を省略することができます。

2 酒類の陳列場所における表示

(1) 酒類小売販売場においては、酒類の陳列場所の見やすい箇所に、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示しなければなりません。

(2) (1)の表示は、酒類の陳列場所に、100ポイントの活字以上の大きさの日本文字で明瞭に表示しなければなりません。

3 酒類の自動販売機に対する表示

酒類の自動販売機には、次の事項を自動販売機の前面の見やすい所に、統一のとれた日本文字で夜間でも判読できるよう明瞭に表示しなければなりません。

- (1) 未成年者の飲酒は法律で禁止されている旨（57ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）
- (2) 免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに連絡先の所在地及び電話番号（20ポイントの活字以上の大きさ）
- (3) 販売停止時間（42ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）

「午後11時から翌日午前5時まで販売を停止している」旨

4 酒類の通信販売における表示

酒類小売販売場において酒類の通信販売を行う場合には、次の事項を10ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字で表示しなければなりません。

- (1) 酒類に関する広告又はカタログ等（インターネット等によるものを含みます。）
「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨
- (2) 酒類の購入申込者が記載する申込書等の書類（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面）
申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨
- (3) 酒類の購入者に交付する納品書等の書類（インターネット等による通知を含みます。）
「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨

21 地理的表示に関する表示基準

1 制定の経緯等

WTO（世界貿易機関）協定の附属書であるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）においては、ぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示について、当該表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されることを防止するための、利害関係を有する者に対する法的手段の確保、又は行政上の措置による実施の確保が義務付けられています。

我が国においては、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の規定に基づき「地理的表示に関する表示基準」（平成6年国税庁告示第4号）を平成6年12月に定め、平成7年7月から適用されています。

また、清酒については、地域の自然条件等を活かした伝統的な製法を受け継いだ特色ある地酒が数多く存在することから、既に地域ブランド化しているものやこれから地域ブランド化していくこうとする状況を踏まえて、消費者の視点に立った適切な商品情報の提供及び清酒の地域ブランド確立に向けた体制の整備を図るため、平成17年9月に表示基準の一部が改正され平成17年10月1日から適用されています。

2 表示基準の概要

地理的表示とは

その酒類に与えられた品質、評判等が本質的に地理的原産地に起因するものと考えられる場合において、その酒類が世界貿易機関の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいいます。

我が国においては、国税庁長官が国内で保護する単式蒸留しょうちゅう又は清酒の産地について、平成7年6月、壱岐焼酎の産地である「壱岐」、球磨焼酎の産地である「球磨」、琉球泡盛の産地である「琉球」を指定し、さらに平成17年12月には、薩摩焼酎の産地である「薩摩」、白山清酒の産地である「白山」を指定したところです。これらの産地を表示する地理的表示は、当該産地について定められた方法で製造された単式蒸留しょうちゅうや清酒以外については使用することはできません。

産地を指定する酒類	指定産地名	産地の地域
単式蒸留しょうちゅう（酒税法第三条第十号に規定するしょうちゅうをいう。以下同じ。）	壱岐	長崎県 壱岐市
単式蒸留しょうちゅう	球磨	熊本県 球磨郡 人吉市
単式蒸留しょうちゅう	琉球	沖縄県
単式蒸留しょうちゅう	薩摩	鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）
清酒（酒税法第三条第七号に規定する清酒をいう。）	白山	石川県 白山市

地理的表示の保護の内容

ぶどう酒、蒸留酒及び清酒の地理的表示の保護は、次のとおりです。

- イ 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のがぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用することはできません。
 - ロ 清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用することはできません。
 - ハ ぶどう酒、蒸留酒及び清酒については、当該酒類の真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても使用することはできません。
- ※ 例えば、長崎県壱岐市以外で製造されたしょうちゅうに「壱岐焼酎（○○産）」（○○は真正の原産地）、「壱岐風」などと表示することはできません。

使用とは

酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいいます。

- イ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付する行為
- ロ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
- ハ 酒類に関する広告、定価表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

適用除外

次に掲げる場合には、地理的表示の保護の規定が適用されません。

- イ ぶどう酒又は蒸留酒を特定する世界貿易機関の他の加盟国の特定の地理的表示を平成6年4月15日前の少なくとも10年間又は同日前に善意で、当該加盟国の領域内においてぶどう酒又は蒸留酒について継続して使用してきた場合
- ロ 原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示である場合

22 酒類における有機等の表示基準

「酒類における有機等の表示基準」（平成12年国税庁告示第7号。以下「表示基準」といいます。）には、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物、有機農畜産物加工酒類及び有機加工食品として格付けされた食品添加物（以下「有機農畜産物等」といいます。）を原料として製造した酒類における「有機」又は「オーガニック」（以下「有機等」といいます。）の表示基準及び遺伝子組換え農産物等を原料として製造した酒類における遺伝子組換えに関する表示基準が定められています。

この表示基準は、有機米使用清酒、オーガニックビール等といった「有機等」の表示を行っている酒類が市場に流通していること、また、遺伝子組換え農産物が商品化されるようになり、酒類の原料としても、使用される可能性もあること等から、消費者の適切な商品選択に資するため、中央酒類審議会の答申を受け、平成12年12月に定められ、平成13年4月から適用されています。

有機等の表示基準については、「有機加工食品の日本農林規格（JAS規格）」（平成17年10月農林水産省告示第1606号）の基準等に準拠して策定しており、また、遺伝子組換えに関する表示基準については、

「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」（平成12年農林水産省告示第517号。以下「農林水産大臣の定める基準」といいます。）の加工食品の規定を準用しております。

酒類における有機等の表示基準（概要）

1 有機農畜産物加工酒類における有機等の表示

次の基準をすべて満たす酒類（有機農畜産物加工酒類）については、酒類の容器又は包装に「有機」又は「オーガニック」の表示をすることができます。

(1) 原材料及び使用割合

- ・ 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」（昭和25年法律第175号）に基づく格付けをされた有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物であること。
- ・ 有機農畜産物等の使用割合が95%以上であること。
- ・ 食品添加物は、製造に必要な最小限度の量であること。

(2) 製造その他の工程に係る管理

製造の方法は、物理的又は生物の機能を利用した方法による等の一定の条件を満たしていること。

(3) 品目の表示

- ・ 酒類の品目の表示に合わせて「（有機農畜産物加工酒類）」又は「（有機農産物加工酒類）」（有機畜産物を原材料として使用していないものに限ります。）と表示されていること。
- ・ 「（有機農畜産物加工酒類）」又は「（有機農産物加工酒類）」の表示の文字の書体及び大きさは、酒類の品目の表示の文字と同じであること。

なお、我が国のJAS法に規定する格付制度と同等の制度を有する諸外国から輸入される酒類については、一定の要件の下に、上記(1)及び(2)の基準を満たすものとして取り扱います。

2 有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示

有機農畜産物等を原材料に使用した有機農畜産物加工酒類以外の酒類については、次の要件を全て満たしている場合に、有機農畜産物等を原材料に使用していることの表示をすることができます。

- (1) 酒類の品目の表示に合わせて「（有機農畜産物○%使用）」と表示されていること。
- (2) 有機農畜産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的でないこと。

(3) 有機農畜産物等の使用表示に使用する文字は、次によること。

- イ 有機農畜産物等の使用割合が50%以上のものは、商品名の文字の活字のポイントよりも小さいものであること。
- ロ 有機農畜産物等の使用割合が50%未満のものは、未成年者飲酒防止に関する表示等の文字の活字のポイントを超えないものであること。

3 酒類における遺伝子組換えに関する表示

次に掲げる酒類については、「農林水産大臣の定める基準」の加工食品の規定を準用して、当該酒類の容器又は包装に遺伝子組換えに関する表示をしなければならないことになっています。

- (1) 対象農産物（組換えDNA技術を用いて生産された大豆（枝豆及び大豆もやしを含みます。）、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ）又はこれを原材料とする加工食品を原材料とするものであって組み換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が残存する酒類
- (2) 特定遺伝子組換え農産物（対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいいます。）であって高オレイン酸の形質を有する大豆又は高リシンの形質を有するとうもろこし（これを原材料とする加工食品を含みます。）を原材料とするもののうち大豆又はとうもろこしを主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいいます。）とする酒類又はこの酒類を主な原材料とする酒類

なお、遺伝子組換え農産物が存在しない農産物及び当該農産物を原材料とする加工食品を原材料とする酒類に、遺伝子組換でないことを表す用語を使用してはならないこととなっています。

遺伝子組換えに関する表示方法を例示すると次のとおりとなります。

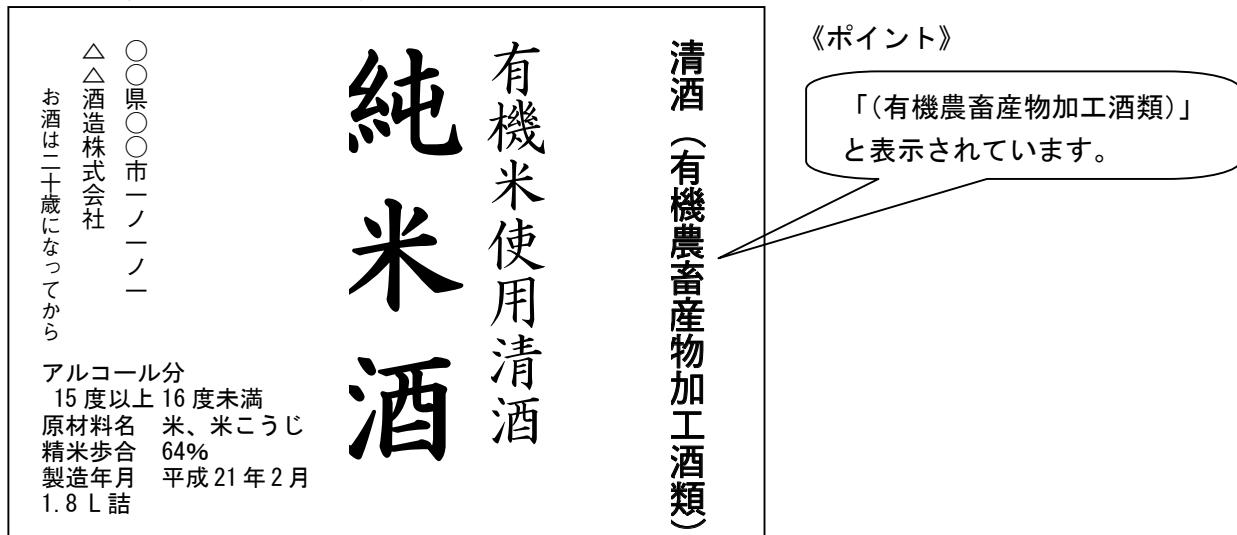
- 分別生産流通管理が行われている遺伝子組換え大豆を原料としている場合【義務表示】
 - ・原材料名 大豆（遺伝子組換え）、○○、△△
- 分別生産流通管理が行われていない遺伝子組換え大豆又は非遺伝子組換え大豆を原料としている場合【義務表示】
 - ・原材料名 大豆（遺伝子組換え不分別）、○○、△△
- 分別生産流通管理が行われている非遺伝子組換え大豆を原料としている場合【任意表示】
 - ・原材料名 大豆（遺伝子組換えでない）、○○、△△ 又は 大豆、○○、△△
- 特定分別生産流通管理が行われている特定遺伝子組換え大豆（高オレイン酸大豆）を原料としている場合【義務表示】
 - ・原材料名 大豆（高オレイン酸遺伝子組換え）、○○、△△
- 遺伝子組換え農産物が存在しない農産物を原料としている場合【表示禁止事項】
 - ・遺伝子組換え○○を使用していません等（○○は遺伝子組換え農産物が存在しない農産物）

(注) 1 「分別生産流通管理」とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいいます。

2 「特定分別生産流通管理」とは、特定遺伝子組換え農産物等について、1と同様の管理の方法をいいます。

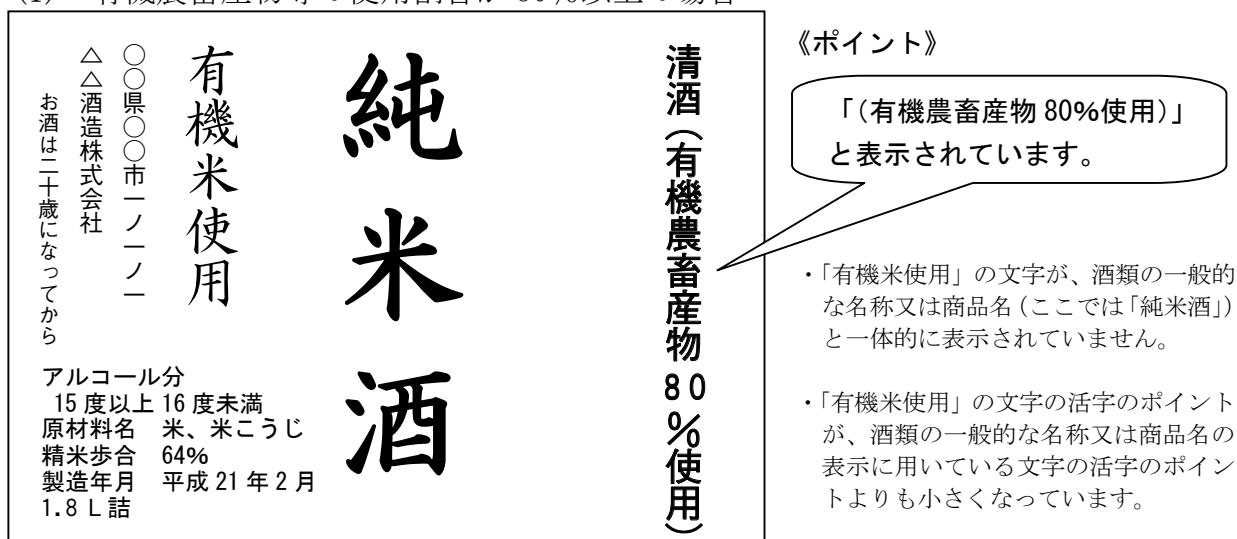
(参考)酒類における有機等の表示例

1 有機農畜産物加工酒類の場合

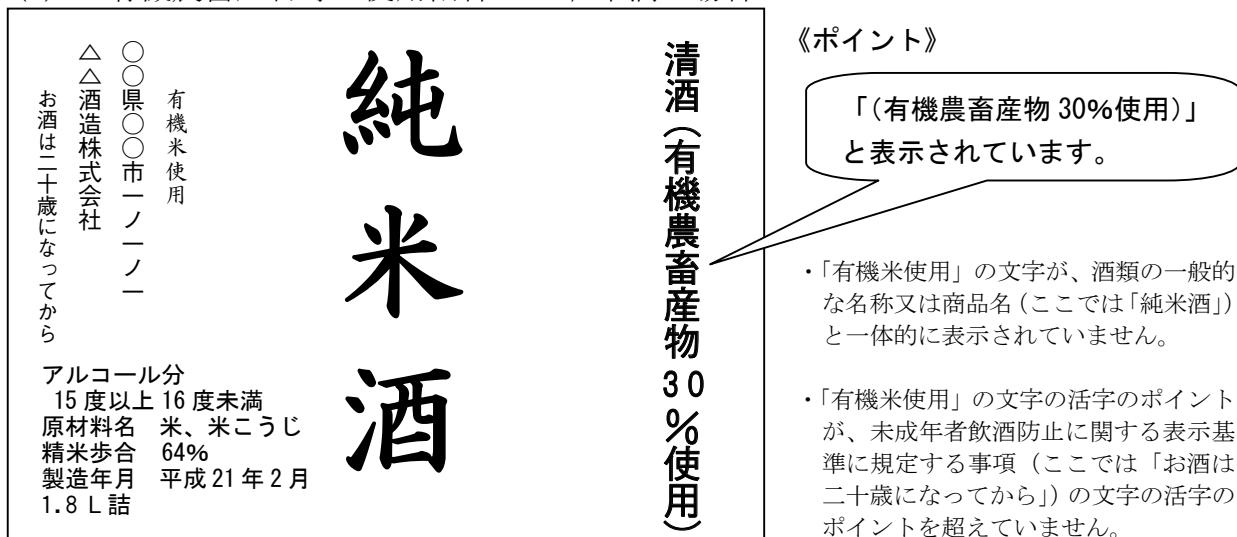


2 有機農畜産物等を原材料に使用している場合（有機農畜産物等の使用表示）

(1) 有機農畜産物等の使用割合が50%以上の場合



(2) 有機農畜産物等の使用割合が50%未満の場合



23 酒類の表示の基準における重要基準を定める件

酒類の表示の基準については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和28年法律第7号、以下「酒類業組合法」といいます。）第86条の6第1項及び同法施行令（昭和28年政令第28号）第8条の4の規定により、財務大臣は、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他これらに類する事項、未成年者の飲酒防止に関する事項及び酒類の消費と健康との関係に関する事項の表示について、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができることとされており、現在、

「清酒の製法品質表示基準」（平成元年11月国税庁告示第8号）

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年11月国税庁告示第9号）

「地理的表示に関する表示基準」（平成6年12月国税庁告示第4号）

「酒類における有機等の表示基準」（平成12年12月国税庁告示第7号）

の4つの表示基準が定められています。

平成15年5月の酒類業組合法の改正により、財務大臣は、表示基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、特に表示の適正化を図る必要があるものを重要基準として定めることができることとされました。この改正を受けて、平成15年12月に「酒類の表示の基準における重要基準を定める件」（平成15年国税庁告示第15号）を定めました。

※ 重要基準に違反していると認められるときは、酒類業組合法第86条の6第3項、第4項及び第86条の7の規定により、重要基準に違反している個々の酒類業者に対して、その基準を遵守すべきことを個別に指示した上で、指示に従わなかった場合に命令を行い、更に、命令に違反した場合に罰則を課すこととされています。

酒類の表示の基準における重要基準を定める件（概要）

- (1) 「清酒の製法品質表示基準」のうち、
 - ① 特定名称（吟醸酒など）を容器等に表示する場合の基準
 - ② 原材料名など容器等に表示しなければならない事項の基準
 - ③ 最上級を意味する用語など容器等に表示してはならない禁止事項の基準
- (2) 「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」のうち、
 - ① 酒類の容器又は包装に対する表示の基準
 - ② 酒類の陳列場所における表示の基準
 - ③ 酒類の自動販売機に対する表示の基準
 - ④ 酒類の通信販売における表示の基準
- (3) 「地理的表示に関する表示基準」のうち、
地理的表示の保護に関する事項の基準
- (4) 「酒類における有機等の表示基準」のうち、
 - ① 有機農畜産物加工酒類における有機等の表示の基準
 - ② 有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準
 - ③ 有機農畜産物加工酒類の名称等の表示の基準
 - ④ 有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示の基準
 - ⑤ 酒類における遺伝子組換えに関する表示の基準